



# すがお

発行：板野町役場

徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2  
企画・編集：総務課 TEL672-5980



## まちの表情

### 第9回 桃の節句ひなまつり

3月3日（日）、板野町町民ふれあいプラザで、板野町まちづくり女性の会主催「第9回 桃の節句ひなまつり」が開催され、約300人の方が来場されました。

ひなまつりは板野中学校吹奏楽部の演奏で幕をあけました。会場には15団体が出店し、フランクフルトや焼きそば、ポップコーンなどの販売のほか、折り紙コーナーやプラ板など楽しい催し物がたくさん行われました。

## もくじ

- 令和6年度施策方針の概要 ..... 2
- 令和6年度当初予算 ..... 4
- 集会所管理運営費補助金のご案内 ..... 7
- お知らせ ..... 8~18
- 町民スポーツ ..... 19
- ふるさと板野歴史散歩 ..... 20
- まちのうごき ..... 21
- 町民カレンダー ..... 22・23
- はばたけ未来っ子(板野西小学校) ..... 24
- 文化の館だより337 ..... 24

● 守ろう人権 みんなの幸せ ●

令和六年第一回板野町議会施策方針の概要  
町制施行七十周年 全職員一丸となり新たな時代へスタート  
板野町長 玉井孝治

春の気配もようやく整い、「風光る」季節となりました。自然の生命力に満ちた季節でございますが、入学や入園の前に、新たな門出への準備を進めていただきたいと思います。

今年度は、町制施行七十周年を迎えますが、私自身が先頭に立って、全職員が一丸となり、町政発展のため誠心誠意、各種行政施策に取り組んでまいりたいと存じますので、皆様方には、尚一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

町制施行七十周年  
記念事業について

板野町は、昭和三十年二月十一日に旧の板西町、栄村、松坂村が合併し、令和七年二月十一日に、満七十歳を迎えます。

町制施行七十周年の節目の年を、町のさらなる発展の

タートの年と位置づけ、令和七年二月十一日に記念式典を開催いたします。

また、町制施行七十周年記念事業として、映画の制作や町勢要覧の作成、記念事業に対する助成金の交付、さらにはあせび温泉やすらぎの郷の無料開放など、七十周年に相応しい事業が実施できるような準備を進めているところでございます。

映画の制作につきましては、「多文化共生」や「人間らしい生き方」をテーマに、市政二十周年を迎える吉野川市と共同で制作する予定でございます。

子育て支援について

まず、「子どもはぐくみ医療費助成制度」についてでございます。

令和六年四月から、徳島県のはぐくみ医療については、所得制限を撤廃したうえで、

対象者を高校生の年齢まで拡大するようでございますが、六百円の自己負担はそのまま継続されますので、本町の追加施策として、自己負担分を町で負担させていただきま

す。

本事業を実施することで、板野町では、生まれてから十八歳までの医療費が完全無償化となります。

次に、「板野町不妊治療助成事業」についてでございます。

現在、不妊に悩むご夫婦の割合は年々増加傾向にあり、厚生労働省の統計では、総出生数が年々減少するなか、不妊治療により生まれる子どもの割合は増加しているようでございます。

本町でも、平成二十九年四月から令和四年三月までこのとおり応援事業を実施しておりますが、令和四年四月からは、特定不妊治療が保険適用となったことから、不妊治療および不育症治療の保険適

用後の本人負担額に対し新たな助成制度を開始し、年間十万円を上限に子どもを望むご夫婦への経済的負担の軽減を図ってまいります。

高齢者施策について

令和六年一月一日時点の本町の高齢化率は三十四・一％で、毎年少しずつ上昇してまいります。

現在、高齢者福祉施策としては、毎年度四月一日で七十五歳に到達している方に敬老年金と外出支援のためのタクシー券の配布を、九月の敬老会に合わせ、行っております。また、令和六年度からは第九期の介護保険事業計画もスタートし、さらなる町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

また、万一の大災害に備え、要配慮者の個別避難計画につきましても、福祉事業所等のご協力もいただきながら策定

基幹産業について

してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

町の代表的な作物は春ニンジンで、最盛期を迎えています。令和五年度の生産量は、一万六千二百t、売上高は二十四億八千万円で日本一となっております。令和六年度の作付面積は二百一十haで、昨年より六ha増加しています。昨年に引き続き、物価や原油価格の高騰は大きく、今後厳しい状況が続きますが農業の振興や後継者の育成に取り組んでまいります。

防災減災について

まず、「女性消防団活動事業」についてでございます。

地域の防災力や安心安全の

● ごみの減量化・分別収集にご協力を ●

町づくりに対し、女性の視点が注目を浴びており、能登半島地震発生後、避難所運営に関連して、災害時の女性の役割が注目されております。

本町では今後の大規模災害の発生を見据え、令和六年度、第五分団となる女性消防団を発足し、併せて「板野町版DWAAT」の設立を考えております。

板野町版DWAATとは、災害時における長期避難者の生活機能の低下や、要介護者の重度化など二次被害防止のため、一般避難所、在宅での災害時要配慮者、高齢者や障がい者、子ども等に対する福祉支援を行うためのチームでございます。新たに設立する女性消防団員と既存の消防団員、また役場職員、保健師、社会福祉士、保育士でのチーム編成とし、活動に対し、女性消防団も含めた消防団の皆様にも後方支援をお願いしたいと考えております。

次に「災害対策用備品整備事業」についてご紹介します。大規模災害時に、避難者の衛生環境の向上を目的に、水環境システムによる簡易シャワー「WOTABOX(ウォー

タボックス)」と、断水時に対応できる給水タンク積載用車両を整備します。

このWOTABOXは持ち運びが可能であるため、水道の復旧状況や避難所の状況にあわせた運用が可能です。

能登半島地震や過去の大規模災害においても大規模な断水に対応するため、本町では、道の駅いたの防災区域内に六十トンの飲料水が確保できる耐震性貯水槽を整備しております。

大災害時には、この耐震性貯水槽の水を活用して、命に直結する「水」を安全衛生面を確保したまま運搬が可能となるよう、現在保持している給水タンクを積載するための車両を配置し、いち早く各避難所等へ供給することができるよう整備を行ってまいります。

合わせて防災・減災対策への取り組み事業として、令和5年度道の駅「いたの」に国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用して、デジタルサイネージの整備を進めてまいりましたが、このほど整備が完了し、三月一日より映像を配信しております。

平時は町の情報や道路情報の発信に活用と、道の駅「いたの」の情報をお知らせするとともに、災害時にはJアラートや緊急災害情報と連携を行い、本町だけではなく、徳島県北部の広域的な役割を持つ、道の駅防災エリアを活用した情報発信が可能となっております。引き続き、大災害時に備えた防災の機能強化を図ってまいります。

続いて木造住宅耐震診断支援事業でございます。

平成十二年五月三十一日以前に着工された、三階建て以下の木造住宅の耐震診断では、調査費用として三千元の自己負担をお願いしておりますが、四月申請分より自己負担を無料といたします。詳しい内容につきましては建設課へお問い合わせください。

公立高校普通科学区制  
見直しの声

昭和四十七年に総合選抜(総選)制度が創設されて以降、五十一年が経過いたしました。

平成三十年三月には板野町

議会で学区廃止に関する意見書について可決をいただき、鳴門市、石井町とともに徳島県、県議会、県教育委員会に「要望書・意見書」を提出し、八月には第一回目となる有識者会議が開催され、その後も引き続き学区制の将来的な在り方について議論を進めていただきました。

その結果、県教委は令和三年度入試から城東高校が全県募集型に切り替えるなど、大きな進展がみられました。

この学区制の廃止については、令和五年五月には就任後の後藤田新知事に対する要望、さらには、知事・市町村長懇話会の席で、また、令和五年九月には鳴門市長、石井町長、本町副町長及び各市町の議長で県知事に対し要望書を提出させていただき、後藤田知事からは「重要テーマとしてしっかり議論を進めたい」との回答をいただいております。

去る三月二十四日には、鳴門市で「学区制について考える」と題したシンポジウムが開催され、「まちづくりと学区制について」をテーマとした座談会に私も出席しまし

た。  
引き続き、粘り強く要望を続け、学区制の廃止に向けて取り組んでまいります。

新年度予算にはこれらの機能を活かした費用を計上させていただいておりませんが、これまでの事業を継承しつつ、今まで以上に切り詰めるべき箇所は大胆に切り詰め、行政経費の節減に努め、行財政改革を引き続き進めてまいります。

町民の皆様方におかれましては、今申し上げましたことも含め、町政施策の執行につきましましては、議員皆様方とも充分にご協議申し上げながら、誠心誠意取り組んでまいりますので、今後とも、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(三月議会施政方針抜粋)



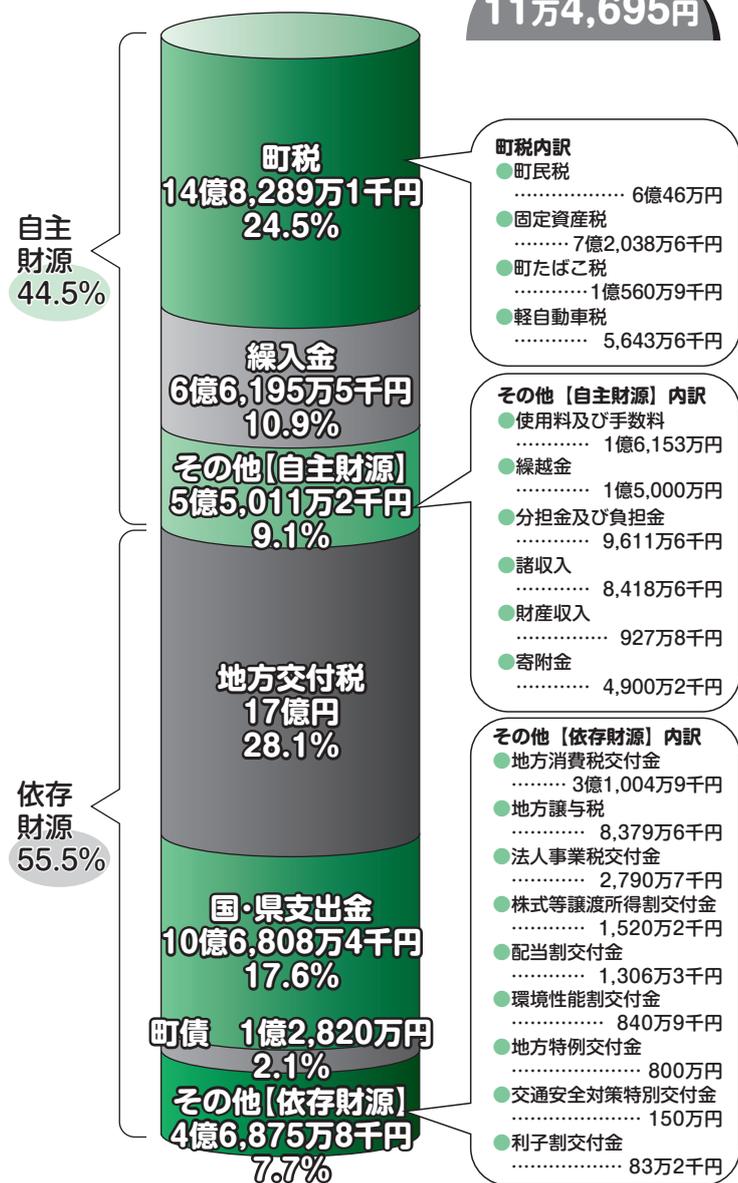
● 人を傷つけるラクガキはやめましょう ●

# 60億6,000万円

**歳入**  
(入ってくるお金)

町民一人  
あたりの  
税負担は

11万4,695円



## 前年度比3・7% (2億1千4百万円) の増額

令和6年度の一般会計当初予算額は60億6千万円で、対前年度比は金額で2億1千4百万円、率で3・7%の増となっています。増額の主な理由としては、児童手当の拡充や子どもはぐくみ医療費の増額などによる扶助費の増額や職員の定年延長などによる人件費の増額が挙げられます。

その他、前年度に引き続き、防災・減災対策や住民の安心・安全対策とともに、子育て支援や高齢者支援の充

実を最重点事業と位置づけた予算編成となりました。歳入については、地方交付税や繰入金、地方債など増額を見込む一方、町税については減額を見込んだ編成をいたしました。

しかし、歳出の扶助費や人件費などの義務的経費の増額に対する特定財源は乏しく、今年度も不足する一般財源については、財政調整基金など基金の取崩しに対応するなど、依然厳しい財政運営を強いられています。

# 令和6年度当初予算

### ● 町税

町民の皆さんから納めていただく町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税など

### ● 繰入金

積み立てた基金から一般会計に繰り入れるお金

### ● 地方交付税

自治体間の財政の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスを受けられるよう国から交付されるお金

### ● 国・県支出金

本来、国や県が行うべき事業を町が行う場合に、国や県から交付されるお金で、用途が制限されている

### ● 町債

町が、長期間利用できる施設(役場庁舎・学校・道路等)を整備するにあたり、その費用を将来の世代にも公平に負担してもらうため、外部(政府・地方公共団体金融機構・銀行など)から長期的に借り入れるお金



<p>◆<b>総務費</b> 7億5,595万1千円</p>  <p>町役場の総合的な管理事務のための経費。</p>	<p>◆<b>民生費</b> 19億7,128万9千円</p>  <p>町民の生活と安定した社会生活を保護するための経費。</p>
<p>◆<b>衛生費</b> 5億8,157万8千円</p>  <p>健康で衛生的な生活を送るための経費（検診やごみ処理等）。</p>	<p>◆<b>教育費</b> 7億1,484万7千円</p>  <p>幼稚園・小中学校、社会教育、文化振興等のための経費。</p>
<p>◆<b>消防費</b> 2億4,809万2千円</p>  <p>災害被害軽減のための活動経費（板野西部消防組合の負担金など）。</p>	<p>◆<b>公債費</b> 4億3,642万5千円</p>  <p>町が借りたお金の元金と利子分の返済金。</p>
<p>◆<b>農林水産・商工費</b> 2億2,421万4千円</p>  <p>産業振興のための基盤整備やあせび温泉など観光事業の経費。</p>	<p>◆<b>土木費</b> 2億4,150万8千円</p>  <p>道路、河川などの維持改良のための経費。</p>
<p>◆<b>諸支出金</b> 7億9,396万7千円</p>  <p>国保・介護・下水道など特別会計への繰出金、積立金など。</p>	<p>◆<b>議会費</b> 8,210万6千円</p>  <p>町議会の活動に要する経費（議員報酬等）。</p>

◇当初予算については、町の公式HPIにも掲載しています。

<http://www.town.itano.tokushima.jp/>

# 一般会計当初予算

町民一人あたりに使われるお金は

46万8,714円

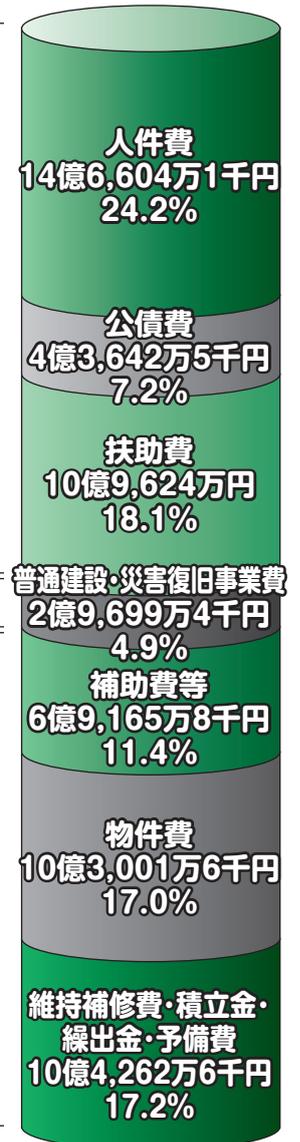
## 歳出

(出ていくお金)

義務的経費  
49.5%

投資的経費  
4.9%

その他経費  
45.6%



令和6年3月1日現在の人口 12,929人

### ◆義務的経費【毎年必ず支払わなければならない費用】

- ・人件費…議員・委員の報酬や職員等の給与、共済費など
- ・公債費…過去に借り入れた借入金の返還金
- ・扶助費…医療費の助成など国の法律(社会保障制度)に基づき支給される費用

### ◆投資的経費【資産形成のために支払われる費用】

- ・普通建設事業費…道路や橋、学校、庁舎など施設基盤の整備に要する費用
- ・災害復旧事業費…被災した施設の修復に要する費用

### ◆その他経費【上記以外の経費】

- ・維持補修費…施設等の軽微な修繕にかかる費用
- ・積立金…計画的な財政運営のため目的を持ち積み立てる費用
- ・繰出金…特別会計との間で、運営費等の一部を支援する経費
- ・予備費…予算外または予算超過時の支出に充てる経費

# 令和6年度の重点事業

令和6年度当初予算に計上された事業の中で、重点的に実施する事業について紹介します。

事業名	予算額	内容
<b>議会運営</b>		
議会ペーパーレス会議システム導入事業	7,727千円	議会において議案書や関係資料の電子データを用いた会議システムを導入することで、議会運営の効率化やペーパーレス化によるコスト削減などを図ります。
<b>新規事業</b>		
集会所管理運営費補助金交付事業	1,000千円	町で管理している老人憩の家や教育集会所などを除き、各地域において管理いただいている集会所の管理運営に要した経費について、年間5万円を上限として補助金を交付します。
新広域火葬場整備事業	13,280千円	板野町・石井町・神山町の3町で進めている広域火葬場の整備について、令和6年度は整備を行う事業者選定の検討や周辺的生活環境への影響調査を実施します。
町制施行70周年記念事業	21,848千円	町のさらなる発展のスタートと位置づけ、町勢要覧作成や記念式典開催、記念事業への助成金交付、さらには町題材の映画制作や、あせび温泉やすらぎの郷の無料開放を実施します。
<b>子育て支援新規事業</b>		
子どもはぐくみ医療助成事業	82,753千円	令和6年4月から県の制度改正にあわせて、現在高校生年齢の対象者に負担いただいている1医療機関1ヵ月あたり600円の自己負担を撤廃し、全ての児童の自己負担額を助成します。
板野町不妊治療助成事業	2,000千円	医療保険適用がされている不妊治療費について、さらなる経済的負担の軽減を図るため、年間10万円を上限に助成します。
<b>施設改修</b>		
クリーンセンター改修事業(令和6・7年度継続事業)	9,000千円	町内のし尿処理を行っているクリーンセンターの処理水槽のうち、第一攪拌槽について劣化部の断面修復および防食被覆工事を令和6年度から2カ年の継続事業として実施します。
公営住宅ストック総合改善事業	30,800千円	施設の長期的な活用を図るため、町営住宅外壁の改修工事を実施します。令和6年度は、第2団地9棟の外壁改修を実施します。
カローリング協会あせび板野健康の館(板野町田園パーク健康の館)改修事業	56,820千円	老朽化により劣化・損傷が発生している屋上防水や内部天井、外壁を補修し、施設の長寿命化を図る工事を実施します。
<b>防災関係</b>		
女性消防団活動事業	1,735千円	消防団を中核とした地域防災力向上を目的とした女性消防団を新設し、女性ならではの視点を活かした防災啓発活動などを行います。さらには、災害時における福祉支援を行うための「板野町版 DWAT」を新設し、保健師などの町職員とともに既存の消防団員や女性消防団員も支援に加わります。
災害対策用備品整備事業	19,865千円	大規模災害などによる断水時において、避難者の衛生環境の向上を目的に、水循環システムによる屋外シャワーキットを2セット、給水タンク積載用車両を1台整備します。
木造住宅耐震支援事業	24,324千円	近い将来起こると予想される巨大地震に備え、住まいの耐震化を進めるために、改修工事などに補助金を交付します。さらに、令和6年度からは耐震診断が無料になります。
合計	271,152千円	

## 特別会計・事業会計当初予算

令和6年度特別会計等当初予算については、下表のとおりです。

会計名	予算額	前年比増減率
国民健康保険会計	17億8,794万6千円	△3.0%
住宅新築資金等貸付事業会計	256万5千円	△9.0%
奨学金貸与事業会計	677万円	△10.1%
後期高齢者医療会計	2億1,728万2千円	9.0%
介護保険会計(保険事業)	14億4,425万円	0.7%
介護保険会計(介護サービス事業)	773万7千円	△5.7%
下水道事業会計(収益的予算)	2億1,393万5千円	5.2%
水道事業会計(収益的予算)	2億6,687万1千円	1.1%

## 集会所管理運営費補助金のご案内

令和6年度より新たに町内の各地域において管理いただいている集会所の管理運営に要した経費について、年間5万円を上限として補助金を交付します。

**対象施設** 町内の各地域で管理している集会所  
ただし、町で管理している老人憩の家  
や教育集会所などは対象外

**対象経費** 申請される年度の4月から3月までの間に支出した集会所の電気料金、上下水道料金、ガス料金、修繕費などの管理運営に要する経費

**補助金額** 対象経費の全額(※上限5万円)

**申請期限** 申請される年度の3月末日まで

**必要書類** ・交付申請書兼請求書(※代表者の押印が必要、様式は町ホームページまたは総務課で受け取り)  
・対象経費の支出を証明する書類の写し  
・振込先口座が確認できる通帳の写し

お問い合わせ 総務課 ☎ 672-5980

## 春の全国交通安全運動

期間 4月6日(土)～4月15日(月)

【4月10日(水)は交通事故死ゼロを目指す日】

- 運動の重点**
- ▽こどもが安全に通行できる道路環境の確保と安全な横断方法の実践
  - ▽歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
  - ▽自転車・電動キックボードなど利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守



● 守ろう人権 みんなの幸せ ●

お知らせ

町職員人事異動  
( )内は前職

〔退職〕 3月31日付

谷 道代

(地域子育て支援センター所長)

井内 幸美

(教育委員会教育次長)

清水 一斗

(総務課主事、徳島県へ派遣)

〔異動・昇格〕 4月1日付

吉田 園代

板野保育園長兼

地域子育て支援センター所長

(板野保育園長)

井上 健

教育委員会教育次長

(総務課主幹)

小川 浩典

総務課主幹

(総務課長補佐)

藤井 裕之

住民課長補佐

(福祉保健課長補佐)

橋本 雅之

総務課長補佐

(住民課長補佐)

犬伏 恵

養護老人ホーム施設長補佐

(養護老人ホーム主査)

久次米 将樹

建設課長補佐

(建設課主査)

岸 博子

福祉保健課長補佐

(福祉保健課主査)

松長 美和

板野南幼稚園主任教諭

(板野南幼稚園教諭兼主査)

長井 秀幸

産業課主査

(産業課係長)

明松 正大

下水道課主査

(下水道課係長)

坂東 織恵

板野東幼稚園教諭兼係長

(板野保育園保育士兼係長)

坂東 真理子

総務課係長

徳島県市町村総合事務組合へ派遣

(総務課係長)

井上 哲夫

総務課係長

(子ども家庭総合支援センター主事)

田村 紗絹

総務課係長

(総務課主事)

宮本 聖人

住民課係長

(住民課主事)

圓藤 優

板野保育園係長

(板野保育園主事)

黒田 真澄

板野保育園保育士兼係長

(板野保育園保育士)

犬伏 智子

板野保育園保育士兼係長

(板野保育園保育士)

鈴木 翔子

福祉保健課主事

(住民課主事)

森本 麻惟美

産業課主事

(住民課主事)

松長 美佑

地域子育て支援センター保育士

(板野東幼稚園教諭)

米田 仁

総務課主事、徳島県へ派遣

(出納室主事)

松本 悠吾

文化の館主事

(福祉保健課主事)

〔新任〕

岩瀬 明恵

子ども家庭総合支援センター主事

齋藤 毅士

出納室主事

寺井 勇人

福祉保健課主事

堀北 和花

住民課主事

齋藤 美和子

板野保育園保育士

廣永 蒼

板野保育園保育士

平野 流風

板野保育園保育士

新人紹介

岩瀬 明恵



板野町の

職員として、板野町

が住民の皆

様にとって、より住みやすい町となるよう、笑顔を忘れず、多くのことを学びながら職務に励みたいと思います。至らない点もあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

齋藤 毅士



板野町の

職員として、責任感

を持ち、町

民とともに明るく住みやすい町づくりに励んでいきたいと思ひます。日々努力して町民一人ひとりに寄り添ひ、板野町に貢献していきますので、今後ともよろしくお願ひします。

寺井 勇人



板野町役

場の職員として、板野

町の皆様の

ために働けることをとても嬉しく思ひます。板野町のさらなる発展のために、まだまだ至らない点も多々あるかと存じます。精一杯がんばりますので、よろしくお願ひいたします。

堀北 和花



4月から

入職させて

いただく、

堀北和花と

申します。私の趣味は好きな歌手のコンサートに行くことです。好きな言葉は「今頑張れない奴がいつ頑張れるんだ。」です。これから日々精進してまいりますので何卒よろしくお願ひいたします。

齋藤美和子



板野町の

保育士として、責任感

を持ち、子

どもたちの健やかな成長を大

● ごみの減量化・分別収集にご協力を ●

お知らせ

して、元気に過ごせるように  
精一杯努力していきたいで  
す。子どもたちと過ごす時間  
を大切に、ともに成長して  
いきたいと思えます。よろし  
くお願いいたします。



平野 流風

板野町の  
保育士とし  
て、子ども  
たちが安心

に安心して過ごせるよう一人  
ひとりの気持ちに寄り添う保  
育をしていきたいです。至ら  
ない点も多々あると思いま  
す。子どもたちとともに成長  
していきたいと思えますので  
よろしくお願いいたします。



廣永 蒼

板野町の  
保育士とし  
て、子ども  
たちが元氣

切にし、保護者の方々が安心  
して楽しく子育てができるよ  
うにサポートしていきたいと  
思えます。これからどうぞよ  
ろしくお願いいたします。

## 農業協同組合の合併について

令和6年4月1日に板野郡農業協同組合を含む県内9つの農業協同組合が合併し、新たに「徳島県農業協同組合」が発足しました。

合併に伴い、町税や保険料、使用料などを徳島県農業協同組合本店・各支店窓口で、手数料不要で納入することができますのでご利用ください。

なお、既にお手元に届いている納付書などに記載されている納付場所（利用できる金融機関）欄に板野郡農業協同組合と記載されている場合も、手数料不要で利用できます。

また、口座振替に板野郡農業協同組合の口座を指定されている場合、変更の手続きは不要です。

詳しくは担当課までお問い合わせください。

- ・町税、保険料：税務課 672-5983
- ・住宅使用料：建設課 672-5996
- ・水道使用料：水道課 672-6004

お問い合わせ 出納室 ☎672-5982

## 軽自動車税納期限変更のお知らせ

令和6年度から、軽自動車税（種別割）の納期限が、4月末日から5月末日へ変更となります。

今年度の納期限は **5月31日(金)** です。

今年度については、納税通知書は例年通り4月中旬に発送いたしますが、令和7年度からは、納税通知書は5月中旬の発送となります。

※現在お持ちの令和5年度納税証明書の有効期限は令和6年4月29日までとなっております。有効期限以降に車検を受けられる方は、有効期限を令和6年5月30日まで延長させていただきますので、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ 税務課 ☎672-5983

## 水道課・下水道課からのお知らせ

令和6年4月下旬から右記検針票のとおり様式が変わります。ご不明な点がございましたら水道課までお問い合わせください。



お問い合わせ

水道課 ☎672-6004  
下水道課 ☎672-5993

板野町 水道使用料等のお知らせ			口座振替領収済のお知らせ		
<p>ご住所 板野町 板野 太郎 様</p> <p>令和 6 年 〇 月 分</p> <p>今日検針日 令和 6 年 〇 月 〇 日</p> <p>前月水道使用料 令和 6 年 〇 月 分 ***** 円</p> <p>前月下水道使用料 令和 6 年 〇 月 分 ***** 円</p> <p>ご 後 発 票 期 令和 6 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 6 年 〇 月 〇 日</p>	<p>水料番号 A 〇〇-〇〇〇</p> <p>今日 額示 数 (A) 100.000 円</p> <p>前 月 額示 数 (B) 100.000 円</p> <p>目下-前-水費 (C) 0 円</p> <p>前月水不足水量 (D) 0 円</p> <p>上水道料金内訳</p> <p>基本料金 2,222 円</p> <p>超過料金 2,222,222 円</p> <p>メーター使用料 0 円</p> <p>内消費税(10%) 22,222 円</p> <p>水道合計 △,△△△ 円</p> <p>下水道料金内訳</p> <p>基本料金 2,222 円</p> <p>超過料金 2,222,222 円</p> <p>内消費税(10%) 22,222 円</p> <p>下水道合計 △,△△△ 円</p> <p>ご請求予定額 △,△△△ 円</p>	<p>口座振替額収済のお知らせ</p> <p>上水道料金</p> <p>振替年月日 振替金額(税込)</p> <p>*****</p> <p>月 額 △△,△△△ 円</p> <p>下水道料金</p> <p>振替年月日 振替金額(税込)</p> <p>*****</p> <p>月 額 △△,△△△ 円</p> <p>上記の金額は、ご指定の口座から振替させていただきます。</p> <p>徳島県板野町長</p> <p>お支払いは、便利な口座振替をご利用ください。</p> <p>お問い合わせ先</p> <p>板野町税課 水道課 TEL (088) 672-6004</p> <p>板野町税課 下水道課 TEL (088) 672-5993</p>			

[上水道料金]		[下水道料金]	
基本料金	超過料金	基本料金	超過料金
使用量 金額	使用量 金額(1m)	使用量 金額	使用量 金額(1m)
10mまで 1,100円	11m~ 132円	8mまで 1,257円	8m~30m 157円
		31m~60m 176円	61m~90m 199円
		91m~ 236円	91m~ 236円

検針にご協力を

- メーターボックスの扉を開けずに入れ替えてください
- メーターボックスの上に物置かないでください
- メーターボックスはメーターボックスから離れてください

漏水は簡単に点検出来ます

- 全部の蛇口を開けて、水道メーターを覗いて下さい。水道メーターのパイロットが回ってればどこかで漏水しているおそれがありますので、水道修理業者にて、個人負担により修理して頂くことを、お勧めいたします。

パイロットマーク

こんなときは、役場水道課・下水道課にご連絡を

- 上・下水道の使用を開始又は中止するとき
- 使用部の名義を変更するとき
- 引っ越しをされるとき
- 道路上で漏水を発見したとき
- その他異常が生じたとき

※下水道をご利用の方へ

トイレ・洗面・キッチン以外の風呂・お風呂等の衛生用品、節水器、浄水器、洗濯機、風呂釜及びトイレ等は、下水道管のつまりの原因となりますのでお気をつけてください。

ガソリン、シンナー、灯油等は、汚水処理施設の重大な故障の原因となりますのでお気をつけてください。

宅内での配水管につまりなどが生じた場合は、可搬型工事車に連絡してください。

● 人を傷つけるラクガキはやめましょう ●

お知らせ

# 徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

保険料を算出するための保険料率は2年ごとに見直すこととなっており、この度、令和6年度および令和7年度の保険料率が下記のとおり決定しました。

また、制度の見直しや政令・条例改正により、保険料の上限額等についても見直しが行われています。

なお、所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方については、保険料の軽減制度があります。

被保険者の皆様に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<p><b>所得割額</b> 被保険者の所得に応じて負担</p> <p>基礎控除 (43万円) 後の総所得金額等 (①) × <b>所得割率 (10.55%)</b> ※</p> <p>※①が58万円以下の方については、令和6年度の所得割率は<b>9.85%</b>となります。</p>	+	<p><b>均等割額</b> 被保険者が等しく負担</p> <p><b>56,311円</b></p>	=	<p><b>保険料</b></p> <p><b>100円未満切り捨て上限額80万円</b>※</p> <p>※経過措置として、以下の方については、令和6年度の上限額は<b>73万円</b>となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和24年3月31日以前に生まれた方</li> <li>・令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方</li> </ul>
---	---	---	---	---

## 保険料の軽減 (令和6年度)

**均等割額の軽減** 世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

軽減判定基準		軽減割合
43万円 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下		7割
43万円 + 「29万5,000円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下		5割
43万円 + 「54万5,000円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下		2割

- ・軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日)時点の世帯状況により行います。
- ・軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、昭和34年1月1日以前に生まれた方については、年金所得から15万円を控除します。
- ・表中の~~~~~部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。
- ・「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。
  - ①給与収入額(専従者給与を含まず)が55万円を超える方
  - ②昭和34年1月2日以後に生まれた方で、公的年金収入額が60万円を超える方
  - ③昭和34年1月1日以前に生まれた方で、公的年金収入額が125万円を超える方

**被保険者の被扶養者であった場合の軽減** 後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減(後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	軽減割合
	5割

**保険料の納め方** 年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村です。

### ●特別徴収(年金からの天引き)

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。

なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

### ●普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。

※新たに被保険者となった方や、市町村をまたいで転出・転入した方については、一定期間普通徴収となります。

### 【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

お問い合わせ

☎ 677-3666

〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課またはお住まいの市町村窓口まで

制度に関すること 住民課 ☎ 672-5984

保険料に関すること 税務課 ☎ 672-5983

## 板野町不妊治療助成事業について

板野町では、子どもを望むご夫婦が不妊治療を受けた際の経済的負担を軽減するため、令和 6 年 4 月 1 日より、生殖補助医療（保険適用で行われた体外受精・顕微授精の治療）に要する費用の一部を助成します。

### 対象者（以下全てに該当する方）

- ・ 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある者であること
- ・ 夫婦の両方、またはいずれか一方が申請に係る治療などの治療開始日まで継続して 1 年以上板野町の住民基本台帳に記載があり、かつ申請日においても板野町に住所があること
- ・ 治療日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること
- ・ 申請に係る治療などについて、板野町以外の地方公共団体から助成を受けていないこと
- ・ 申請日において、夫婦ともに板野町の町民税の滞納がないこと

### 対象となる治療

対象者が国内の医療機関で受けた医療保険が適用された生殖補助医療のうち、以下 11 項目に該当するもの（診療明細書に以下の項目の記載があれば対象）

1. 生殖補助医療管理料
2. 採卵術
3. 抗ミューラー管ホルモン（AMH）
4. Y染色体微小欠失検査
5. 精巣内精子採卵術
6. 体外受精・顕微授精管理料（採取精子調整加算、卵子調整加算を含む）
7. 受精卵・胚培養管理料（個数に応じた評価・加算を含む）
8. 胚凍結保存管理料（導入時）
9. 胚凍結維持管理料
10. 新鮮胚移植
11. 凍結・融解胚移植（アシステッドハッチング、高濃度ヒアルロン酸含有培養液を含む）

※生殖補助医療における内服薬・注射薬にかかる料金は助成対象外

注：令和 6 年 4 月 1 日以降の治療が対象となります。実施日が令和 6 年 3 月31日までの治療については対象外となりますのでご注意ください。

**助成上限額** 年度内につき上限10万円まで（領収書の日付が同一年度内のもの）

### 限度額適用認定証について

保険適用分の医療費が高額になると高額療養費の対象となります。限度額認定証を提示せず、医療費を支払うと、後日、高額療養費の申請をご加入の保険組合等へ申請いただいた後、ご加入の保険組合から交付された高額療養費の支給決定通知書の提出が必要となります。通常、診療月から 4 か月程度かかりますので、ご自身で事前に「限度額認定証」のお手続きを行われることをお勧めいたします。詳細につきましてはご加入の保険組合等にお問い合わせください。

上記の高額療養費および保険者からの付加給付がある場合は、これを控除した金額が助成対象となります。高額療養制度の自己負担限度額が確認できない場合は、自己負担限度額が最も低額となる区分の額を各月における合計額の上限とします。

### 申請方法

申請期限は原則として治療を実施した日から 1 年以内とします。ただし、継続して治療を実施される場合は、上限に達した日から 1 年以内となります。

必要書類を添付し、板野町役場健康相談室へご提出ください。また、郵送による提出も可能です。

### 申請書類

1. 板野町不妊治療助成事業申請書兼請求書（様式第 1 号）※ 1 ※ 2
2. 振込口座番号が分かるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）
3. 生殖補助医療を受けた医療機関発行の領収書および明細書の原本（こちらでコピーをとった後、原本をお返しいたします。）
4. 当該医療機関の「高額療養費に係る自己負担限度額」が分かるもの【限度額適用認定証等】（申請されている場合）
5. 事実婚関係の申立書（事実婚関係の方のみ）※ 1
6. 戸籍謄本の原本（事実婚関係の方で本籍地が町外にある方のみ）

※ 1 申請書類は板野町役場健康相談室の窓口でも配布しています。

※ 2 申請書兼請求書については、夫婦それぞれの自署とそれぞれの印判が必要となります。

お問い合わせ 健康相談室（町民センター内） ☎672-5580

## あせび温泉やすらぎの郷から利用料金の改定について

いつもあせび温泉やすらぎの郷をご利用いただきありがとうございます。

令和6年4月1日より次のとおり利用料金を改定させていただくこととなりました。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○入浴券 (当日)

大人 (中学生以上)	500円 → 600円
小人 (3歳以上小学生以下)	300円 → 400円
70歳以上 (板野町内在住)	300円 → 400円
障がい者 (中学生以上)	400円 → 480円
障がい者 (3歳以上小学生以下)	240円 → 320円
障がい者 (板野町内在住70歳以上)	240円 → 320円

○回数券

大人 (中学生以上) 11枚綴	5,000円 → 6,000円
小人 (3歳以上小学生以下) 11枚綴	3,000円 → 4,000円
70歳以上 (板野町内在住) 11枚綴	3,000円 → 4,000円
大人 (中学生以上) 23枚綴	10,000円 → 12,000円
小人 (3歳以上小学生以下) 23枚綴	6,000円 → 8,000円
70歳以上 (板野町内在住) 23枚綴	6,000円 → 8,000円
障がい者回数券 (中学生以上) 10枚綴	4,000円 → 4,800円
障がい者回数券 (板野町内在住70歳以上) 10枚綴	2,400円 → 3,200円
障がい者回数券 (3歳以上小学生以下) 10枚綴	2,400円 → 3,200円

○団体割引・身体障がい者等割引

大人 (中学生以上)	400円 → 480円
小人 (小学生以下)	240円 → 320円
70歳以上 (板野町内在住)	240円 → 320円

※なお、令和6年3月31日までにご購入の回数券は、令和6年4月1日より、下記のとおり追加料金をお支払いいただければ、引き続きご利用できます。

回数券の種類	追加料金
黄色、桃色 券売機 (大人・70歳以上・子供)	100円
券売機 (障がい者：大人・70歳以上・子供)	80円

お問い合わせ 産業課 ☎672-5994 あせび温泉やすらぎの郷 ☎672-1126

## 徳島ヴォルティス「板野町民デー」に参加しよう!

板野町がホームタウンとなっている徳島ヴォルティスの「板野町民デー」を開催します。

開催日：5月12日(日)

対戦カード：栃木 SC

試合開始：午後2時

開催場所：鳴門・大塚スポーツパーク  
ポカリスエットスタジアム



©2009 TOKUSHIMA VORTIS CO., LTD.

※イベント内容につきましては、徳島ヴォルティスのオフィシャルサイトなどをご確認ください。

お問い合わせ 産業課 ☎672-5994

# 令和6年度 おたっしや倶楽部（介護予防教室）のご案内

いつまでも元気で、自分らしく元気に過ごすための教室を開催しています。  
運動や脳トレ、口腔（飲み込み）のトレーニング、音楽を使ったプログラムを準備しています。  
好きなメニューをお選びいただけます。ぜひ、ご参加ください。

内 容		場 所
①運動プログラム（月2回）	からだのバランスを整える体操を行います。	板野町町民センター
②口腔プログラム（月1回）	楽しみながら嚥下（飲み込み）体操をして「むせ」を予防しましょう。	
③脳若トレーニング（月2回）	タブレット端末を使ってゲーム感覚で楽しみながら頭の体操を行います。 初めての方でも、すぐにタブレットには慣れますので心配ありません。	
④脳若トレーニング（月1回）	あせび温泉にて開催します。 入浴もできます（無料）。町民センターから送迎バスを運行します。	あせび温泉
⑤音楽プログラム（月1回）	令和6年度より新規教室です。 音楽を使った介護予防教室です。音楽と運動を組み合わせて脳と体を活性化します。	板野町町民センター

- 対象者**
- 参加を希望される方は参加のお申し込みをお願いします。
  - 日程などの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。
  - 動きやすい服装でお越しください。飲み物は各自ご準備ください。



**お問い合わせ** 板野町地域包括支援センター ☎672-1026

## 令和6年度前期技能検定試験実施のお知らせ

技能検定は、技能者の皆さんが持っている技能の程度を一定の基準により検定し、公証する国家検定制度で、皆さんの技能が一層みがかれ、さらに、その地位が向上することを目的として、職業能力開発促進法に基づいて、徳島県知事が実施するものです。

技能検定は、職種ごとに、実技と学科の試験が行われ、徳島県職業能力開発協会が、徳島県知事の委任を受けて試験を実施しています。

技能検定に合格した方には、特級・1級・単一級は厚生労働大臣、2級・3級は徳島県知事から合格証書と技能士章が交付され、「技能士」と称することができます。

**受験申請受付期間** 令和6年4月3日(水)～4月16日(火)

- 職 種**
- 1・2級職種  
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工 など計27種類
  - 単一等級職種  
塗料調色 1 職種
  - 3級職種  
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工 など計12職種



**お申し込み・お問い合わせ** 徳島県職業能力開発協会（徳島市新浜町1丁目1-7） ☎663-2316

## 耐震化・減災化事業のご案内

受付期間  
12月25日  
(水)まで

近い将来起こると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅やブロック塀等の耐震化・減災化を進めるために耐震診断、改修工事等に助成します。

耐震改修等を検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつなげていくことが、この事業の目的です。

### 耐震診断支援事業

- 補助要件** ・平成12年5月31日以前に着工された3階建てまでの木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
- 自己負担額** ・無料

### 耐震補強計画支援事業

- 補助要件** ・耐震診断で評点が1.0未満と診断されたもの
- 自己負担額** ・無料

### 耐震改修支援事業

- 補助要件** ・耐震診断で評点が1.0未満と診断されたもので、改修後の評点を1.0以上に向上させる耐震改修工事
- 補助額** ・1戸につき最高120万円（補助率5分の4以内）

### 耐震シェルター・ベッド設置支援事業

- 補助要件** ・耐震診断で評点が1.0未満と診断されたもので、徳島県が認定する耐震シェルターまたは耐震ベッドのどちらかを設置する工事
- ・現在居住している住宅であること（改修後に居住する場合を含む）
- 補助額** ・耐震シェルター 1戸につき最高80万円（補助率5分の4以内）
- ・耐震ベッド 1戸につき最高40万円（補助率5分の4以内）

### 住まいのスマート化支援事業

- 補助要件** ・情報通信技術や人工知能を利用した設備を設置する工事
- ・上記の耐震改修または耐震シェルター・ベッド設置を併せて実施すること
- 補助額** ・1戸につき最高30万円（補助率3分の2以内）

### 住宅の住替え支援事業（除却）

- 補助要件** ・耐震診断で評点が0.7未満と診断された昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、建替えや住替えのために住宅の全てを除却する工事（県外へ移住する場合は対象外）
- ・現在居住している住宅であること
- 補助額** ・1戸につき最高30万円（補助率5分の2以内）

### 減災化相談員派遣事業

- 補助要件** ・平成12年5月31日以前に着工された住宅で、高齢者等の世帯を対象に、家具の固定や配置の工夫等を提案する相談員を派遣
- 自己負担額** ・無料

### 危険ブロック塀の撤去・建替え

- 補助要件** ・町道等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの
- ・ブロック塀の撤去後に道路等からの高さが40cmを超えるブロック塀を新たに設置しないこと
- 補助額** ・撤去のみ 1戸につき最高6万6千円（補助率3分の2以内）
- ・建替え 1戸につき最高33万3千円（補助率3分の2以内）

### 減災化対策支援事業

- 補助要件** ・平成12年5月31日以前に着工された住宅で、高齢者等の世帯を対象に、家具の固定や配置の工夫等の対策を行う
- 補助額** ・1戸につき最高1万6千円（補助率5分の4以内）

# 水道水質検査 計画のお知らせ

水道課では、水道法第4条に基づく水質基準（51項目）を遵守することを基本に定期的に、水質検査を行っています。

「令和6年度水質検査計画」を策定しましたので公表します。

なお、詳細につきましては、水道課にお問い合わせください。（☎672-6004）

## ■水質検査頻度

検査の名称	検査場所	検査頻度	検査項目	検査方法
毎日検査	蛇口3ヶ所	毎日	色、濁り、消毒効果	民間委託検査
毎月検査	蛇口2ヶ所	毎月	下記、検査項目と検査頻度表参照	厚生労働大臣登録検査機関 において検査
3ヶ月検査	蛇口2ヶ所	1年に4回	下記、検査項目と検査頻度表参照	
全項目検査（原水、浄水）	蛇口2ヶ所	1年に1回	下記、検査項目と検査頻度表参照	

## ■法令に基づく水質検査

(1) 基準項目

番号	水質基準項目	基準値	検査項目と検査頻度				備考
			水道法に基づく検査の回数		板野町上水道の検査計画		
			基本の検査回数	水源の状況や過去の検査結果等から最小限必要な検査回数	令和4年度の検査実施回数 (第1水源)	(第2水源)	
健康に関する項目	1 一般細菌	100個/ml以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12	病原微生物
	2 大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12	
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	重金属・ 無機物質
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	7 ひ素及びその化合物	0.01mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	12	1	
	8 六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	4	4	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	12	1	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	4	4	
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
健康に関する項目	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	一般有機 化学物質
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	消毒 副生成物
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	21 塩素酸	0.6mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	25 ジブromoklorometan	0.1mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	4		
性状に関する項目	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	12	4	
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	4	4	
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	4	1	
	38 塩化物イオン	200mg/L以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12	無機物質
	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	40 蒸発残留物	500mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	4	1	有機物質
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下	藻類発生時期に1ヶ月に1回	藻類発生時期に1ヶ月に1回	1	1	臭気 原因物質
	43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	藻類発生時期に1ヶ月に1回	藻類発生時期に1ヶ月に1回	1	1	
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	4	4	有機物質
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	1	
	46 有機物質（TOC）	3mg/L以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12	基礎的性状
47 pH	5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12		
48 味	異常でないこと	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12		
49 臭気	異常でないこと	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12		
50 色度	5度以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12		
51 濁度	2度以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12		
残留塩素	0.1以上1.0以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	12		

● 人を傷つけるラクガキはやめましょう ●

## 消費生活相談所からのお知らせ

お知らせ

### 「〇〇ペイで返金します」にご注意！！

インターネット通販で商品を購入後、「欠品となったので決済アプリを通じて返金する」と連絡があり、返金手続きを誘導されているうちに「返金」してもらはずがいつの間にか「送金」してしまっていた、という新手の詐欺が増えています。

#### 【事例】

ネット通販で約7,000円のアクセサリーを購入した。支払い方法は銀行振込みのみで事業者へ振込完了メールを送った後、「在庫が欠品しているため、注文をキャンセルします」というメールが届いた。「払い戻しは〇〇ペイで行います」との内容で、LINEの友達登録をするよう促され、ビデオ通話で指示されるまま〇〇ペイに数字を入力した。何度か相手から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約10万円の送金をしていることが分かった。



#### 【アドバイス】

- インターネット通販を利用する際は利用規約で解約・返金方法などを確認してから購入しましょう。
- 詐欺目的の通販サイトは商品代金を騙し取るだけでなく、返金手続きを装って送金させ二重にお金を騙し取ろうとします。ネットショッピングの代金を銀行振込で支払った場合、一般的な返金方法は銀行振込・現金書留です。「銀行振込で返金できません。〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺の可能性が高いと考え、相手の指示に従ってスマートフォンなどを操作しないようにしましょう。
- 銀行振込をした商品代金は「振り込め詐欺救済法」に基づき、払ったお金が返ってくる可能性があるため、振込先の金融機関に連絡しましょう。困った時は消費生活相談所に相談してください。

### 《戸別訪問による啓発活動の実施》

板野町消費生活相談所では、相談員が町内各ご家庭を戸別訪問し、消費者トラブル防止啓発チラシなどをポスティングさせていただく事があります。その際、ご在宅の方へ「最近訪問販売や怪しい電話などはありませんか」などお尋ねする場合があります。板野町内での現状を把握し、消費者トラブル発生防止に役立つ情報として、情報提供にご協力ください。



2月の相談件数は 63 件でした。

お問い合わせ

板野町消費生活相談所

相談受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです

むっとしたら救急!  
☎672-6099 FAX 672-1113

なやみ いつもいない  
☎0120-783-577(フリーダイヤル)

## 【令和 6 年度 隣保館教養講座のご案内】

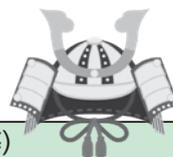
隣保館では教養講座を開催しています。

受講ご希望の方は、希望する館に受講申請書を添えて 4 月 30 日（火）までにお申し込みください。

※令和 5 年度に講座を受講されている方も申請が必要です。

※希望者が多い場合は抽選を行い、希望者が少ない場合は開講しないことがあります。

※受講期間：1 年



お知らせ

場所	講座名	定員	開催曜日	開始時刻	備考（自己負担等）
東公会堂	「つくしの会」	20名	第 1 回は 4 月 25 日 (木曜日)	13:30	4 月は端午の節句飾りを作ります 詳細は 4 月 17 日までにお問い合わせください。
	いきいき教室 「まちかどサロン」	20名	第 4 (木曜日)	9:30	体操やゲームなど、月 1 回のお楽しみ講座。 対象：60 歳以上の町内在住者
	書道	16名	月 3 回 (金曜日)	19:00	検定代お手本代、専用道具
	太極拳	20名	第 1・2・3 (水曜日)	10:00	太極拳シューズ、タオル、水
	バレエ	20名	毎週 (土曜日)	15:00	月額 3,000 円
	ハンドベル	14名	第 1・3 (木曜日)	10:00	材料代
	舞踊①	6名	第 2・4 (金曜日)	13:30	
	舞踊②	6名	月 2 回 (水曜日)	14:00	
	ヨーガ (夜間コース)	10名	第 1・2・3 (月曜日)	19:30	ヨガマット、バスタオル、長めのタオル、水
洋裁	8名	第 1・2・3 (木曜日)	13:00	各自の洋裁道具	

お問い合わせ・お申し込み ☎ 672-2016 (平日 8:30~17:00)

南公会堂	アレンジフラワー	15名	第 3 (水曜日)	19:30	花代 1 回 1,500 円
	書道	20名	月 3 回 (土曜日)	13:00	検定代 (希望者のみ)、お手本代、専用道具
	やさしいヨーガ	13名	第 1・2・3 (火曜日)	10:00	ヨガマット、バスタオル、長めのタオル、水
	リトミック	10組	月 1 回 (日曜日)	10:30	対象：3 歳児～小学生

お問い合わせ・お申し込み ☎ 672-2011 (平日 8:30~17:00)

総合センター	健康	10名	第 1・3 (火曜日)	9:30	
	樹脂粘土細工	10名	第 1・2・3 (木曜日)	13:30	材料代
	ハンドメイド	10名	第 1 (月曜日)	13:30	材料代 1 回 500 円、簡単な裁縫セット
	舞踊	6名	第 1・3 (月曜日)	10:00	
	やさしいヨーガ	10名	①第 1・3 (木曜日)	10:00	ヨガマット、バスタオル、長めのタオル、水
	10名	②第 2・4 (木曜日)			

お問い合わせ・お申し込み ☎ 672-3661 (平日 8:30~17:00)

## 【巡回職業相談】のお知らせ

町内隣保館では、ハローワーク鳴門による巡回職業相談を実施しています。

就職についての各種相談事を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

場所（お問い合わせ）	実施日	実施時間
総合センター（☎ 672-3661）	4 / 17 7 / 10 10 / 9 1 / 15	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
東公会堂（☎ 672-2016）	5 / 15 8 / 21 11 / 13 2 / 12	
南公会堂（☎ 672-2011）	6 / 12 9 / 11 12 / 11 3 / 12	

## 令和6年度 犬の登録及び狂犬病予防注射の巡回日程表

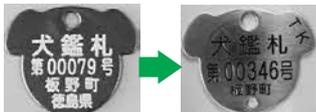
狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬については、生涯に1回の登録（鑑札）と毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬を飼っている方は、最寄りの場所で鑑札と予防注射を必ず受けてください。

1頭につき登録料金は3,000円、注射料金は3,300円です。釣り銭がいらぬようご協力ください。

### <日程表> 4月25日(木)・26日(金)

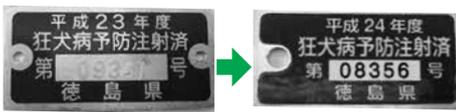
● 注射料金が3,300円に変更となっております。

#### ● 犬鑑札



ステンレス製になり、固定用  
の穴を上下に。

#### ● 狂犬病予防注射済票



小型化し、首輪などに装着しやすくなります。

すでに以前の楕円形・犬型の登録鑑札の交付を受けている場合は、そのままの鑑札が有効ですので、手続きは不要です。

新しい鑑札に変えたい場合は、環境生活課で再交付手続きを行ってください。(交換の場合は無料、紛失再交付は1,600円です。)

※動物病院では手続きできません。

### <日 程 表>



4月25日(木)		4月26日(金)	
町民センター前	10:00~10:20	町民ふれあいプラザ	10:00~10:15
吹田集会所	10:30~10:45	地藏寺前	10:25~10:40
阿波大宮駅前	10:55~11:05	矢武八幡神社	10:50~11:05
オリンパス集会所	11:15~11:35	中久保老人憩の家	11:15~11:30
大寺亀山神社	11:45~12:05	西中富老人ルーム	11:40~11:50
川端八幡神社	13:00~13:20	日出家老人憩の家	13:00~13:20
新田道了神社	13:30~13:50	南公民館	13:30~13:50
田園パーク東駐車場	14:00~14:20	古町会堂前	14:00~14:10
		古城老人憩の家	14:20~14:30
		香殿神社	14:40~15:00

※登録のみをご希望の方、または注射を別で済ませて注射済票の発行のみをご希望の方は、集合注射会場は混雑しますので役場窓口へお越しください。

※今回、都合により受けることができない場合は、6月7日(金) 17:15~18:25に実施予定です。詳しくは環境生活課 ☎088-672-5987 までお問い合わせください。

参加  
無料

## 令和6年度板野町スポーツ推進委員会 ファミリースポーツ

開催時間：午後7時30分～

開催場所：カローリング協会あせび板野健康の館(健康の館) アリーナ内

準備物：室内シューズ・水分補給のための水筒

町民の皆さんに生涯スポーツに接する機会とスポーツの楽しさを伝え、健康と体力維持・増進につなげていただくことを目的として、今年度も板野町スポーツ推進委員による「ファミリースポーツ」を実施致します。

お気軽にご参加ください。ご家族連れも大歓迎です。

開催日	種 目	開催日	種 目
4月26日(金)	ラージ卓球・ファミリーバドミントン・バウンドテニス	10月25日(金)	ラージ卓球・バウンドテニス
5月24日(金)	ラージ卓球・ファミリーバドミントン・バウンスボール	11月22日(金)	ラージ卓球・バウンスボール
6月28日(金)	ラージ卓球・ファミリーバドミントン・バウンドテニス	12月20日(金)	ラージ卓球・バウンドテニス
7月26日(金)	ラージ卓球・カローリング・バウンスボール	1月24日(金)	ラージ卓球・バウンスボール・バウンドテニス
8月23日(金)	ラージ卓球・カローリング・バウンドテニス	2月28日(金)	ラージ卓球・バウンスボール・バウンドテニス
9月27日(金)	ラージ卓球・カローリング・バウンスボール	3月28日(金)	ラージ卓球・バウンスボール・バウンドテニス

※諸事情により変更または中止になる場合があります。

● ごみは町指定袋に入れて出しましょう ●

# 板野びよん太スポーツクラブ

町民スポーツ

日	月	火	水	木	金	土
	<b>1</b> 休館日	<b>2</b> カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ 休み	<b>3</b> さわやかテニス 楽しいテニス(13:00~) ピンポンクラブ(体育センター)	<b>4</b> ショートテニス 楽しいテニス	<b>5</b> ショートテニス カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ	<b>6</b> Jrテニス教室 土曜テニス教室 チアダンス教室(南公) (14:00~17:00)
<b>7</b>	<b>8</b> 休館日	<b>9</b> カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ	<b>10</b> さわやかテニス 楽しいテニス(13:00~) ピンポンクラブ(体育センター)	<b>11</b> ショートテニス 楽しいテニス	<b>12</b> ショートテニス カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ	<b>13</b> Jrテニス教室 土曜テニス教室 チアダンス教室(南公) (14:00~17:00)
<b>14</b>	<b>15</b> 休館日	<b>16</b> カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ	<b>17</b> さわやかテニス 楽しいテニス(13:00~) ピンポンクラブ(体育センター)	<b>18</b> ショートテニス 楽しいテニス	<b>19</b> ショートテニス カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ	<b>20</b> Jrテニス教室 土曜テニス教室
<b>21</b>	<b>22</b> 休館日	<b>23</b> カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ	<b>24</b> さわやかテニス 楽しいテニス(13:00~) ピンポンクラブ(体育センター)	<b>25</b> ショートテニス 楽しいテニス	<b>26</b> ショートテニス カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ	<b>27</b> Jrテニス教室 土曜テニス教室 チアダンス教室(南公) (14:00~17:00)
<b>28</b>	<b>29</b> 休館日	<b>30</b> カローリングサークル 気軽に卓球 気軽にバド ピンポンクラブ(体育センター) バドサークル(19:30~) グラウンドゴルフ	<b>4/2 国体強化大会(サッカー)のため スポーツガーデン GG使用不可です</b>			

プログラムの詳細につきましては、板野びよん太スポーツクラブ(☎635-4828)へお気軽にお問い合わせください。

## 訂正

2013年2月号掲載記事について、山芋などのネバネバ成分をムチンと記載しておりましたが、現在では「動物性のヌルヌルした成分だけを指す」と訂正されています。



## 住宅用火災警報器について 10年経ったら取り替えましょう!!



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火事を感じしなくなる可能性があるため、交換が必要です。

交換の目安は、住宅用火災警報器を設置してから10年です。住宅用火災警報器を設置した時に記入した『設置年月日』、または本体に記載されている『製造年』で確認してください。

種 別	火 災	救 急
令和6年2月出動件数 (件)	1 (1)	85 (202)
前年同月出動件数 (件)	0 (1)	89 (217)

※上段=月計、( ) = 累計



お問い合わせ 板野西部消防署 ☎672-0198 ホームページ: <https://www.itanoseibu-119.org>



# ふるさと板野歴史散歩



## 提 高 数



### 続松浦武四郎四國遍路す

前月に続き、のちに大探検家となる、若き時代の松浦武四郎の、四国八十八ヶ所四國遍路の記録『四國遍路道中雜誌』（『松浦武四郎紀行集』富山房刊）から、四番札所大日寺を紹介する。

武四郎の四國遍路全行程は、詳細に記録がのこり、貴重な歴史的な史料となっている。

― 第四番黒岩山遍照院大日寺從三番一壺り。大師の建立。本尊大日如來。御長壹尺五寸。弘法大師の作也。并て大師堂、并て鎮守社、并て三十三所觀



地藏寺付近の絵図

音堂等有。境内山ニそうてひろし。風景またよろし。詠 眺れば月白妙の夜半なれや  
ただ黒谷に黒染の袖  
少しの山道を、越て下り、此邊農家そここ、に部落す。土地随分繁昌の場所なり。  
松浦武四郎の記録では、このように四番札所大日寺が記されている。

今月も岩波書店の『日本古典文学大事典』により、偉大な探検家の人物の紹介が続ける。

― 天保元年（一八三〇）十三歳の時、津藩の督学平松樂齋に漢籍を学び、また猪飼敬所の講に列する。十九歳の時江戸に出、山口遇所の下にあり篆刻を自得し、帰途、信州戸隠山・御嶽に登る。幼にして出家して名山大岳に登らんと欲し、好んで他誌を読んだが、ここに至って志禁ずる能わず、翌年家を出て諸国を

遊歴し、仙台以南足跡の及ばぬ地なきに至る。天保九年長崎に到って病み、出家して文桂と改め、のち江戸に移る。その間、五島列島及び志岐・対馬に遊ぶ。北辺の地の未知にして重要なるを知り、天保十四年母の死を聞き帰国したのを機に、伊勢神宮に詣でて還俗し、北辺探検の途に上る。そして弘化二年（一八四五）・同三年及び嘉永三年（一八五〇）の三度にわたって、松前地方・東蝦夷地・西蝦夷地及び樺太南部は勿論、国後・択捉・色丹島の涉遊を遂げた。その見聞するところを『三航蝦夷日誌』にまとめ、その地の実情を詳らかにし、その防備・開拓の急務を水戸藩主徳川齊昭に説き、藤田東湖・藤森天山・吉田松陰と深交を結んだ。

若い時代、こうした経歴を松浦武四郎はもっている。時代を見すえたその洞察力は鋭い。

続いて四国八十八ヶ所五番

札所地藏寺の記録を紹介したい。

― 第五番無盡山莊嚴院地藏院（寺）同郡矢武村ニ在。境内前二圖するごとし。從二四番一壺り五丁。弘法大師此處に而熊野權現に出令給ひし時、權現自ら靈木を大師に獻じ給ひしけるとかや。則大師其靈木をもつて一寸八分の地藏の像を削（彫）、伽藍を建立して安置し給ひしニ、其後後宇多帝之時位持感靈の事有て、御長壹尺七寸の地藏を彫ミ右一寸八分の像を其旨〔胸〕に納め、并ニ彌陀、華師の像を作り、兩士として今置けり。

境内堂塔坊舎多し。其あらましをしるさば惣門、左り之方ニ當りて熊野三社、直ニ入て二正門、入て左り之方に茶所、并て本堂、東に三十三所觀音堂、是より山ニ上り二十五菩薩堂、此堂内ニ八十八ヶ所之本尊を安置す。廻りて奥院五百羅漢其像大にして實ニ莊嚴は海内無双と云

なるべし。下りて鎮守、經堂、大師堂、庚申堂圖すればこゝに略す。

詠 六道の能化の地藏大菩薩  
道引たまえこの世のちの世

叔門を出て畑道行ことしばらく茶店有。又木ちん宿も處々有なり。農家皆砂糖を製し藍を耕る。

かんやけ村しばらく行て七條村、又しばらく行てひきの村に到。

以上四国八十八ヶ所五番札所地藏寺の、約百九十年前の記録である。

このように、板野町四国八十八ヶ所札所三ヶ寺の、当時のあり様が記録としてこのされている。

地藏寺周辺の絵図も、掲載してある写真のようにのこされ、貴重である。

かつて日本の大探検家松浦武四郎が、板野町に足跡をのこした。

## GW営業日のお知らせ

日程	営業状況
4月29日(月)	通常営業
4月30日(火)	通常営業
5月1日(水)	休館
5月2日(木)	通常営業
5月3日(金)	通常営業
5月4日(土)	通常営業
5月5日(日)	通常営業
5月6日(月)	通常営業
5月7日(火)	通常営業



## 徳島ヴォルティス

### ホームゲーム日程

- 4月28日(日) 午後2時～  
対 モンテディオ山形
- 5月3日(金・祝) 午後3時50分～  
対 愛媛FC



氏名	年齢	住所
賀川 誠一	69	那東
山田 サヨ子	99	犬伏
秋月 卓也	83	大寺
三木 清二	82	羅漢
近藤 弘	84	吹田

お悔やみ申し上げます

親の氏名	子の名	住所	性別
上野浩史・千晶	敦大	西中富	男
峯田祐介・房枝	紗寧	川端	女

## まちのうごき

お誕生おめでとうございます

	東地区	西地区	南地区	合計	前月比
男	3,425	1,221	1,580	6,226	△1
女	3,744	1,351	1,599	6,694	△9
合計	7,169	2,572	3,179	12,920	△10
世帯	3,294	1,142	1,408	5,844	6



令和6年3月25日現在

● 人を傷つけるラクガキはやめましょう ●

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	曜日
巡回職業相談（総合センター） 午後1時30分～2時30分 心配ごと法律・人権相談（町民センター） 午後1時30分～4時（受付2時30分まで） ※先着4組	健康ウォーキング教室 午前10時～11時30分	ことばの教室（町民センター） 午後1時～	大坂口御番所跡開館 午前10時～午後4時 ※駐車場あり		若い世代の血糖相談（町民センター）		心配ごと行政相談（町民センター） 午後1時30分～4時（受付3時30分まで）	バイバイメタボ教室（町民センター） 午前10時～11時30分 男性チャレンジ教室（調理）	保健師による健康相談（町民センター） 資源ごみ・大型複合（粗大）ごみ持込回収（環境センター） 午前9時～午後4時	徳島ヴォルティスホームゲーム（鳴門） 午後2時～ 大坂口御番所跡開館 午前10時～午後4時 ※駐車場あり		すこやか相談（町民センター）	行事／事業

町民カレンダー  
4月の予定

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	日
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	曜日
すこやか相談（町民センター）	1歳6ヶ月児健診（町民センター） 午後1時15分～	心配ごと行政相談（町民センター） 午後1時30分～4時（受付3時30分まで）	バイバイメタボ教室（町民センター） 午前10時～11時30分	振替休日	立夏 大坂口御番所跡開館 午前10時～午後4時 ※駐車場あり	みどりの日	憲法記念日 徳島ヴォルティスホームゲーム（鳴門） 午後1時10分～		心配ごと成年後見・相続・遺言相談（町民センター） 午後1時30分～4時（受付3時30分まで）	行事／事業

町民カレンダー  
5月の予定

# Calendar

あなたの行事を書き込んでご利用ください。



● 受けようがん検診 受けよう特定健診 ●

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	日
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	曜日
	昭和の日	徳島ヴォルティスホームゲーム(鳴門) 午後2時 大坂口御番所跡開館 午前10時~午後4時 ※駐車場あり		ファミリースポーツ ラージ卓球・バウンドテニス(健康の館) 午後7時30分~	乳児健診(町民センター) 午後1時15分 まちかどサロン(東公会堂) 午前9時30~11時	股関節脱臼検診(町民センター) 午後1時 心配ごと総合福祉相談(町民センター) 午後1時30分~4時(受付3時30分まで)	バイバイメタボ教室(町民センター) 午前10時~11時30分	資源ごみ・大型複合(粗大) ごみ持込回収(環境センター) 午前9時~午後4時 資源ごみ・大型複合(粗大) ごみ持込回収(環境センター) 午前9時~午後4時 ※駐車場あり	資源ごみ・大型複合(粗大) ごみ持込回収(環境センター) 午前9時~午後4時 大坂口御番所跡開館 午前10時~午後4時 ※駐車場あり	おはなし会(文化の館・視聴覚室) 午後2時30分~	穀雨 管理栄養士による栄養相談(町民センター)	3歳児健診(町民センター) 午後1時15分~	行事/事業

## 4 月

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	月	
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	曜日	
小松泌尿器科 692-1277	増田クリニック 693-3020	藤本クリニック 698-0303	友成医院 694-5515	杉みね整形外科 693-1021	大久保内科 692-1220	こやま小児科 637-3211	咽科医院 693-0087	きはら耳鼻科 692-4771	内科クリニック 637-6600	上板整形外科 637-6600	野田(泰)医院 694-2009	中山産婦人科 692-0333	富本小児科内科 692-7228	西條内科耳鼻科 692-8711	矢野医院 692-4411	山田眼科藍住 692-8118	たかた整形外科 698-8689	せはねクリニック 698-8689	みやげざき内科診療所 672-6618	奥村医院 692-2403
藍住町	藍住町	北島町	上板町	藍住町	藍住町	藍住町	藍住町	藍住町	上板町	上板町	藍住町	藍住町	藍住町	藍住町	藍住町	北島町	北島町	北島町	藍住町	藍住町
692-1277	693-3020	698-0303	694-5515	693-1021	692-1220	637-3211	693-0087	692-4771	637-6600	694-2009	692-0333	692-7228	692-8711	692-4411	692-8118	698-8689	698-8689	672-6618	692-2403	692-2403

## 5 月

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	30	29	28	27	26	25	24	月			
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	曜日			
新野医院 672-0571	福島内科 672-4970	三愛内科 672-0176	井上病院 672-1185	田根内科 698-0123	田岡病院長 698-1234	きじま 698-1234	上板整形外科 637-6600	松本眼科 677-5568	あいずみ 692-6111	安芸内科 692-6111	吉野川病院 698-6111	川原眼科 694-8388	井関クリニック 637-6066	藍住たまき青空クリニック 678-7727	このーNRCクリニック 693-1103	藍住三川島 692-0110	藍住三川島 692-0110	藍住三川島 692-0110	藍住三川島 692-0110	藍住三川島 692-0110
板野町	板野町	板野町	板野町	北島町	北島町	北島町	上板町	藍住町	藍住町	藍住町	北島町	上板町	上板町	藍住町	藍住町	藍住町	藍住町	藍住町	藍住町	藍住町
672-0571	672-4970	672-0176	672-1185	698-0123	698-1234	698-1234	637-6600	677-5568	692-6111	692-6111	698-6111	694-8388	637-6066	678-7727	693-1103	692-0110	692-0110	692-0110	692-0110	692-0110

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

# 当番医

担当時間 平日: 18時~22時 休日: 9時~22時

北島町 きたじま田岡病院(全日対応ですが、確認すること。)

藍住町 稲次病院(水曜日・土曜日 受診前に要電話連絡)

板野町 東徳島医療センター(対応日は確認すること。)

担当時間以外の深夜の救急

はばたけ 未来っ子  
めだか市  
板野西小学校



縦割り班で協力して、たくさん跳んだよ！



「くじ引きコーナー」今年は何が当たるかな？

本校には、毎年夏休みに実施している伝統行事「めだか市」があります。この行事は、各地区ごとに趣向を凝らした出し物を用意し、子どもたちは、縦割り班で各コーナーを回っていきます。コロナ禍で人数を縮小していましたが、昨年度は、小学校に通っている幼稚園児や中学生の兄弟・姉妹の参加もありました。

輪投げやビンゴ、長縄跳び、くじ引きなどの出し物があり、子どもたちも保護者の方も、そして教職員も、たくさんの笑顔が見られたのが印象的でした。そして、ラストを飾る花火大会では、打ち上がる花火に、子どもたちが歓声をあげ、幕を閉じました。

この行事を通して、子どもたちは、保護者の方とつながりを持ち、感謝の気持ちや育っていきまます。また、学校と家庭が連携しながら、異学年交流の場を提供してくれる大切な機会にもなっています。この伝統行事を、これからも守り続けなければと思います。

図書館からのお知らせ

●おはなし会

日時 4月20日(土)  
午後2時30分  
会場 文化の館 視聴覚室  
内容 紙芝居や絵本のよみきかせ  
無料です。

●新しくはいる本

- 【一般書】  
板上に咲く 原田 マハ/著  
生きる演技 町屋 良平/著  
アルプス席の母 早見 和真/著  
しをかくうま 九段 理江/著  
夏空 今野 敏/著  
あきらめる 山崎ナオコ/著  
魂の歌が聞こえるか 真保 裕一/著
- 山の上の家事学校 近藤 史恵/著

【児童書】

- せっけんアワー かねこ まき/著  
あみあみあみちゃん 麻生 かづこ/著  
へんしんヒーロー あきやま ただし/著  
きみとぼく 谷口 智則/著  
うさぎになった日 村中 李衣/文  
ほんとにともだち？ 如月 かずさ/作  
たとえりセットされても 森川 成美/作

文化の館だより

No. 337

新着図書案内

「うまいダッツ」

坂木 司/著  
とある高校の喫茶部。それぞれ好みのおやつを持ち寄る4人は、不思議な噂を耳にする。「うまい棒一本で、世界の秘密がわかるらしい」それは都市伝説か、それとも……!?

「おやつ部」のメンバーが世界の謎にゆるく挑む。おいしく楽しく、ときどき切ない5つの物語。



「どろぼう猫とイガイガのあれ」

小手鞠 るい/著  
小学4年生のすずらんちゃん  
は、読書と、パパのつくるおやつが大好き。だけどもあるものが大っきらい。色がなくて、意味が無く、つめたくてどんな物語もつかんでこない、あれ！ところが、その「あれ」がなにもかにかにうばわられた！さあ、すずらんちゃんの毎日「あれ」がなくなる、どうなったでしょう。



4月・5月の休館日 表中

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

あとがき

今年も桜が咲き、お花見の季節がやってきます。平安時代の貴族たちが桜を愛で、歌を詠み、花見の宴を開いて楽しんでいたことがお花見の起源だそう。庶民がお花見をするようになったのは江戸時代。三代將軍家光や八代將軍吉宗が、たくさんの桜を植えてお花見を奨励したこと、庶民は桜の下でお弁当を食べながらお花見を楽しむようになったそうです。